

中核市のための地方税の制定について

(願 意)

政令市には、所得割の税率として地方税第35条の1（別紙①）により制定されていますが、中核市には、行政の「不作為」のため、未だ所得割の税率が制定されていません。つきましては、国の関係部署へ所得割の税率を制定するよう要請していただきたい。

(理 由)

1. 千葉県から船橋市が委託を受けて、別紙②のとおり個人市民税と個人県民税を併せて徴収し、6対4の割合で区別し、その個人県民税徴収の対価として「個人県民税徴収取扱費」が船橋市へ支払われております。
2. 全国的には、別紙③とおおり中核市が多数存在し、更に増加傾向にあるが、個人県民税の所得割が制定されていないために市民には何のメリットがないものと誤解し、行政も躊躇しているものと推測されます。 以上